〇 主文

被告が昭和四三年二月一五日付で原告の昭和三九年分所得税についてした更正処分は総所得金額七九七万七、九四〇円をこえる限度において、過少申告加算税賦課決定は右総所得金額を基礎として算出した税額をこえる限度においてそれぞれ取り消す。

原告その余の請求を棄却する。 訴訟費用は被告の負担とする。

〇 事実

第一 当事者の申立て

(原告)

「被告が昭和四三年二月一五日付で原告の昭和三九年分所得税についてした更正処分および過少申告加算税賦課決定は総所得金額七九四万三、六八九円をこえる限度において取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」 との判決 (被告)

「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」 との判決 第二 原告主張の請求原因

原告は、その代表取締役になつている三和電気計器製作所株式会社の多摩中央信用 金庫に対する根抵当権付当座貸越契約による債務の連帯保証人であつたので、昭和 三九年九月一四日所有に係る昭島市<以下略>ほか六筆の宅地、工場等を株式会社 三和計器製作所に代金三、七六〇万円で譲渡し、その譲渡収入より前記保証債務八 二項の規定に従い、右行使不能の金額を前記譲渡収入より控除して、譲渡収人三、 〇七二万二、〇二〇円、取得価格等一、四三四万一、七一三円(但し、一、四〇二万三、二一一円が正当)、特別控除額一五万円、譲渡所得八三三万六、六一八円 万二、一一円が正当)、特別程序領一五万円、譲渡所侍八二二万八、八一八円 (但し、八一一万五、一五三円が正当)と算定したうえで、昭和三九年分所得税に つき、営業所得欠損三七八万六、九〇三円、配当所得四二万四、八〇〇円、不動産 所得二七四万三、一七四円、給与所得二二万六、○○○円、譲渡所得八三三万六、 六一八円、総所得金額七九四万三、六八九円(但し、七九一万八、六八九円が正当 である)、税額二八八万六、五五〇円、過少申告加算税一、二五〇円と再修正申告 したところ、被告は、旧所得税法一〇条の六第二項の規定の適用を否定し、昭和四 三年二月一五日付で、総所得金額を一、一五一万六、九三〇円、税額を四七二万 三年二月一五日付で、総所停金額を一、一五一万八、九三〇円、祝額を四七二万五、五〇〇円と更正するとともに、過少申告加算税九万一、九〇〇円の賦課決定 (以上の更正処分と賦課決定をあわせて本件課税処分という。)をした。 しかし、三和電気は、昭和三八年四月倒産し、長期にわたる労働争議の末従業員が全員退職して休業中であり、国分寺市〈以下略〉(旧表示同市〈以下略〉)所在の工場倉庫以外には資産のみるべきものがなく、しかも、これらの建物には債権額一〇〇万円の抵当権が設定されており、その敷地も、原告の妻Aが実家の父Bよりまた。 借りし、三和電気がこれをAより無償で借り受けて使用しているものであり、さら に、同社は、原告に対して一八八万五、〇六一円(求償債務八九六万三、〇四一円 のうち三和電気の税務会計上繰越欠損金額を超過するため「私財提供認定損」とし て処理できなかった部分)の債務と、Cに対して約八〇万円の債務を負担しているのであるから、原告の三和電気に対する右求償権は、少なくともそのうちの七〇七万七、九八〇円の限度において、行使不能の状態にあり、旧所得税法一〇条の六第 **ニ項の規定の適用を受けうるものというべく、その適用を否定してなされた本件課** 税処分は、違法たるを免かれない。 被告の答弁

原告主張の請求原因事実中、原告がその主張のように保証債務を履行し、三和電気計器製作所株式会社に対して求償権を取得したこと、仮りに、求償権を取得したとしても、三和電気が工場等の建物を所有するためその敷地を使用している関係が賃借権ではなく、総じて同社に対する原告の求償権の行使が不可能であつたことは、否認するが、その余の主張事実は、すべて認める。

三 和電気は、所論七〇七万七、九八〇円につき「私財提供認定損」としての会計 処理をしており、原告自身も本人尋問において右金額は「私財提供ということで自 分の金を三和電気に出した」旨供述しているのであるから、提供者たる原告は、被 提供者たる三和電気に対して右金員の贈与又は同額の債務の免除をしたものという

も右土地全部の賃料は、原告が支払い、三和電気においてB、同人死亡後その相続人たるDに対してはもとより原告に対しても右土地の賃料をき、機械類等のから債務超過の状態が続き、機械類存しいで、三和電気は昭和三五、六年ころから債務超過の状態が続き、機械関存しいるいは公売に付されたため殆んど現存といる事業は、従業員が持ち出しあるいは公売に付きの再興の見込みがたたのもず、日間であるのでは、現には、ののののでは、近いであるである。とれて、一次のののであるである。とれて、一次のでは、一次のがは、一次のでは、一次の

されば、譲渡収入が三、七六〇万円、取得価額等が一、四〇二万三、二一一円、特別控除額が一五万円であり、また、事業所得が欠損三七八万六、九〇三円、配当所得が四二万四、八〇〇円、不動産所得が二七四万三、一七四円、給与所得が二二万六、〇〇〇円であることについても当事者間に争いがないから、原告の昭和三九年分の総所得金額を旧所得税法所定の算式によつて算出すると、七九七万七、九四〇円となること計算上明らかである。

円となること計算上明らかである。 よつて、原告の本訴請求は、総所得金額七九七万七、九四〇円をこえる部分の取消 しを求める限度において理由があるのでこれを認容し、その余の部分は失当である のでこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行訴法七条、民訴法八九条、 九二条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 渡部吉隆 横山 長 竹田 穣)